

「LEC 全日本社労士公開模試 第2回」から  
第45回社労士試験【択一式】雇用法 問5-C肢の出題が **的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RU13972 p.58

全日本社労士公開模試 第2回  
雇用法 問6 C肢

C 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、支給単位期間の初日から起算して2箇月を経過する日の属する月の末日までに、原則として、育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書に雇用保険被保険者休業開始時賃金証明票を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

解答 →×

(「2箇月」ではなく「4箇月」)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題  
【択一式】 雇用法 問5 C肢

C 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書の提出を、やむを得ない理由がある場合を除き、雇用保険法第61条の4第3項に規定する支給単位期間の初日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までにしなければならない。

解答 →×

(「2箇月」ではなく「4箇月」)

的中!